

会 議 録

会議の名称	第2回 阪南市外部評価委員会
開催日時	平成27年6月26日(金) 午後6時30分～
開催場所	阪南市役所別棟第2会議室
出席者	<p>【委員】 壬生委員長、掛谷副委員長、荒木委員、澤田委員、高橋委員</p> <p>【事務局等職員】 岩本総務部長、南健康部長、水口市長公室長、 (介護保険課) 梶間課長、國見課長代理、永井主査 (市民福祉課) 濱口副理事(兼)課長 (こども家庭課) 中川課長 (秘書広報課) 南課長、寺井課長代理、水本総括主事 (みらい戦略室) 井上副理事(兼)室長、布施室長代理、櫛谷企画専門官 高倉主幹、太田総括主事、安藤主事</p>
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会あいさつ 2. ヒアリングの進行順序等 3. 施策のヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の健全運営・高齢者支援の充実 ・広報活動の充実 4. 判定区分等についての協議 5. その他
公開・非公開	施策のヒアリングまで公開
傍聴人数	1人

会 議 録

1. 開会あいさつ

○委員長より

平成27年度第2回阪南市外部評価委員会を開催する。

委員総数5名に対し5名出席のため、阪南市外部評価委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。

傍聴人は1名。

○事務局より資料の確認

各委員、傍聴人に資料の不足がないことを確認。

2. ヒアリングの進行順序等

○事務局より説明

施策の担当課から施策の概要を5分程度で説明。事前質問票に基づき簡略かつ適切に説明を心掛けることとする。なお、説明時間を著しく超過した場合は、説明を途中で打ち切る場合がある。

質疑応答は45分とする。終了後、説明者は退席し、後続案件の説明者は速やかに説明者席に移動する。

阪南市外部評価実施要領に基づき、施策のヒアリングは公開するが、「案件4 判定区分等についての協議」は非公開とするので、傍聴人の方にはヒアリング終了後にご退席いただく。なお、外部評価の結果については、会議録を公開する。

○委員長より

本日ヒアリングを実施する施策は「介護保険の健全運営・高齢者支援の充実」「広報活動の充実」の2件。

3. 施策のヒアリング

○第2章施策6「介護保険の健全運営・高齢者支援の充実」

介護保険課

施策の目指す姿としては、高齢者が自分の健康は自分で守るという意識のもと、要介護、要支援状態とならないように自らの健康づくりに努めている。もう1点として、高齢者が要介護、要支援状態になっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けている。この2点を記載し、25年度の施策評価は★★の「目指す姿に近づいている」となっている。続いて施策評価の欄では、平成26年度の取り組み方針として2点記載している。平成24年度から26年度までの「第5期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」

会 議 録

に沿って、介護保険事業介護保険事業を安定的かつ健全に運営することと、第5期計画の実績の分析を行うことで高齢者を取り巻く現状と課題をしっかりと把握すること、平成27年度から3年間の計画期間である第6期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行うという方針で施策を進めてきた。

成果指標とその分析であるが、第1に「高齢者が支援サービス等を利用しながら安心して暮らしている」と思う市民の割合は、実績数値の把握はしていないが、増加していくよう目標設定している。「要介護（支援）認定率」については、高齢者人口の増加に伴い、平成25年度の認定率が18.6%であったところ、平成26年度は18.8%と認定率がやや上昇している。今後、高齢者のうち75歳以上の後期高齢者の割合が増加することから、ますます要介護状態や認知症になるリスクが高い市民が増加していくことが予想される。

一方、「介護予防教室参加者数」は、平成25年度の延12,307人から平成26年度は、延15,129人と大幅に増加しており、健康づくりに対する意識が高い元気高齢者が増えていると言える。また、「老人クラブ加入者数」は、加入者の高齢化が進み脱退者が増える一方で、65歳前後の若手の新規加入者の伸び悩みがあるため、加入者数は減少傾向にある。

次に、施策の達成状況としては、これら2点の取り組み方針に沿って施策を進めていったことに加え、地域包括支援センターが中心となって、高齢者に好評を得ている介護予防教室などの介護予防事業に取り組んだ、としている。第5期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を安定的かつ健全に運営を行った。第6期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定した。これに加えて、地域包括支援センターが中心となって、高齢者に好評を得ている介護予防教室などの介護予防事業に取り組んだとしている。しかし、課題や問題点では地域包括支援センターが果たすべき役割がますます重要となってきているものの、専門職員の配置が十分にできておらず、今後増える市民のニーズに応じることができる体制となっていないことについては、事前質問をいただいているので、後ほど説明する。

次に内部評価の判定理由であるが、要介護（要支援）状態にならないよう自らの健康づくりに取り組む高齢者が着実に増えていることや、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護連携体制の構築などということで、内部評価は星2つの目指す姿に近づいているとしている。

施策シートの3ページ目以降は、事務事業の13項目の概要や、平成26年度の目標の達成状況やその内容等をまとめている。また、事業推進上の課題や問題点を事務事業シートにまとめている。

【主な質疑応答】

委員

事務事業シートの中に、介護保険賦課徴収事業があるが、具体的に対象者がどのくらいいるのかを教えてください。また、被保険者の対象年齢層別に判れば、教えてください。

介護保険課

第1号被保険者と第2号被保険者があるが、市町村で行っている介護保険事業は第1号被保険者に対して賦課を行っている。賦課対象者は、普通徴収が1,399人、特別徴収が14,489人で合わせて、15,888人となっている。こちらについては7月1日時点で、今年度賦課徴収する対象者数となっている。被保険者の対象年齢層は、65歳以上の人口比率によるので、平成27年5月末時点での65歳以上人口が15,769人となっている。内訳は65～69歳が4,945人、70～74歳が4,282人、75～79歳が2,892人、80～84歳が1,925人、85～89歳が1,106人、90歳以上が619人となっている。

委員

事務事業に介護保険共同認定事業があるが、隣接2市1町による認定審査の事務分担を実施することにより、平成28年度からのコストが大幅に削減される（事業費、人件費共）ことが見込まれている。同じような観点から、地方行政同じような仕事かと思うが、この分野だけでなく他の分野において、2市1町でやれば負担が軽くなるとか、見込まれるというものがあれば教えてください。

介護保険課

介護認定審査会は、介護保険法第16条において、地方自治法第252条の7第1項に規定に基づき、附属機関で共同設置ができるとしており、平成11年9月より、阪南市、泉南市、岬町で共同設置をしている。

幹事市が3年ごとに変わることになっており、平成25年度から27年度まで本市が事務局を担当している。幹事市をやっている間であるが、泉南市、岬町より審査件数の割合に応じた事務費（負担金）をいただいて支出している。また、平成28年度から3年間は、泉南市が事務局を担当する予定であるが、本市としては、審査件数の割合に応じ、事務費を負担し泉南市へ支出することとなっている。したがって、平成25年度から平成27年度は泉南市、岬町からいただいた分で審査委員の報酬等の様々な運営費を賅っている。平成28年度以降は、泉南市へ応分の負担を支払うことになっているので、見かけ上の支出は極端に少なくなる。

会 議 録

2市1町で運営するメリットとしては、効率的な審査会の運営、広域で医師、薬剤師、歯科医等の審査会委員の確保が円滑にできることがあげられる。

同様の事務がこれから見込まれるのかというご質問については、既に実施しているもので事務事業の効率が図られるものとして、大阪府からの権限移譲がある。それによって、社会福祉法人設立の認可等を行う事業を行う行政機関として、泉佐野以南の3市3町で広域福祉課を設置している。事務の内容は、児童福祉施設となる保育所の設置認可、保育施設の認可外に関する届出事務、障害福祉サービスの事業所に対する指定、指導などである。介護保険の中でも居宅サービスといわれるもので、指定や事業者主の指定などについて、3市3町で行っている。また、社会福祉法人の設立認可の事務も行っている。今後、見込まれる事業はないかという質問であったが、そこまでは検討が出来ていない。

委員

2市1町で事務を分担し効率的かつ適正に行ったが審査結果を30日以内に判定できない状況である。30日は長いので、これを短縮していくことが求められるが、その理由と対策を伺いたい。また、認定に至るまでのプロセスでの執行の努力ケースなどについて伺いたい。

介護保険課

まず、30日以内に出来ないのかという理由については、介護認定審査会は先程申し上げたように2市1町で実施しており、平成26年度には、年219回、7,826件の審査を行ったが、認定者の増加に伴い審査件数が年々増加し、年々400件ぐらいの増加となっている。平成26年度から平成27年度でも400件ほど増えるのかと思っている。25年度から26年度でも400件ほど増えている状況である。高齢化に伴い、認定の申請者数も増えている。今後の改善策としては、現在1回あたりの審査件数は、35.7件となっており、審査会自体は月曜から金曜まで毎日行っている。今後においては1回あたりの審査件数を増加させることや、臨時の審査会の回数を増やすといったことを検討している。

また、軽度の「要支援者」についても、認定有効期間を最大24ヶ月に延長できるよう国の要望事項にあげている。

2点目は介護認定の人的な説明になるが、本市においては、中立公平な認定調査を行うため、介護保険制度創設時より、直営により認定調査を実施している。現在、介護支援専門員や介護福祉等の福祉専門職による認定調査員により、5名の認定調査員（臨時職員）を配置している。毎年、大阪府において認定調査員現任研修を受講するとともに、職場内の学習会により、スキルの向上に取り組んでいる。

介護サービスを適正に判断、執行するため、介護給付費適正化事業を実施し、具体的には、ケアプラン点検、住宅改修の相談があった時に、住宅改修の事前申請をした後の現地調査、介護給付費通知等を行っている。

また、地域包括支援センターでは、ケアマネジャー連絡会、研修会や介護保険事業所連絡会を開催し、制度改正時の説明や適正なケアプラン作成のための取り組み事例を紹介し、介

会 議 録

護サービスの質の向上を図っている状況である。

委員

内閣府が発行する平成 26 年度版の高齢社会白書の中に、要介護者の介護が必要になった主な原因が示されている。同種の統計値で阪南市における要介護者の実態把握あれば、ご教示いただきたい。

介護保険課

第 6 期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を平成 27 年 3 月に策定した。策定にあたり、市内在住の 65 歳以上の高齢者 1,500 人を対象に、平成 26 年 6 月に実施した「高齢者の生活に関するアンケート調査」によると、何らかの介護が必要になった方に、介護・介助が必要になった主な原因を聞いたところ、「高齢による衰弱」が 23.6%と最も高く、「骨折・転倒」が 21.2%、「心臓病」が 15.7%と続く結果になっている。

委員

それは阪南市の独自調査になるが、内閣府の発行している白書と同種のような分類、数字の枠はしていないのか。

介護保険課

質問項目については、計画策定にあたりアンケートする標準的な項目が決まっており、それに基づいて、アンケートを実施している。したがって、高齢社会白書にあるような、認知症に関する事項も含めてアンケートを実施している。

例えば認知症については、阪南市のアンケートによると 13.6%となっている。

委員

地域包括支援センターの役割や内容などは、阪南市の全世帯のどの程度が理解しているのか。また、今後において高齢者の認知度を向上させるための手法を教えてください。

高齢化に伴い、今まで以上に地域包括支援センターの役割が重要性を帯びてくると考えられるが、それに比べて体制が不十分かつ、市民のニーズも多様化していく中で、どのような対応を考えられていますか。

介護保険課

まず、「第 6 期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するにあたり、市内在住の 65 歳以上の高齢者 1,500 人を対象に平成 26 年 6 月に実施した「高齢者の生活に関するアンケート調査」によると、「地域包括支援センター」について「知らない」と回答した割合が 45.7%となっている。

現在、地域包括支援センターは市の直営で実施しているので、介護保険課への相談と認識

会 議 録

している市民が多数いると考えられる。また、今後認知度を高めていくためには引き続き広報誌等でPRを行うとともに、講演会や出前講座等で周知を図っていきたいと考えている。

地域包括支援センターでは、介護予防事業、総合相談、権利擁護、地域のケアマネジャーを支援し、地域全体の支援力を高めるための包括的ケアマネジメントを行っている。本年4月の介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、さらなる充実を図るためには、機能強化を図ることが求められている。そのため、24時間対応、相談件数の増加など業務量に応じた人員の適切な配置、役割分担・連携強化をするために行政が担うべき役割、センターが担うべき役割の明確化、効果的な運営継続のために運営に対する評価・点検を行うことができる仕組みを構築し、身近な相談窓口となるよう、平成28年4月に地域包括支援センターを2か所に増設して、民間委託する予定となっている。

委員長

高齢者の認知度をあげていくために広報誌や出前講座を考えているということであるが、既に26年度手がけたものがあれば、教えていただきたい。

介護保険課

広報誌では、地域包括支援センターだよりとして、毎月、記事の掲載をしている。昨年26年度に関しては、認知症講演会等を行い、地域包括支援センターの役割を説明している。地域団体や老人クラブ等から出前講座として介護予防に関する依頼があれば、地域包括支援センターの役割などの説明をしている。

委員

要介護認定率は今後も上昇することが予想される中、軽減策の一環として開催している介護予防教室は毎年約2割強程度の増加がある。その成果に繋げている内容と、支持される理由に特別な仕掛けがあるのか。

介護保険課

介護予防教室の内容については、主に健康や介護予防についての講話や運動を行っている。資料にある「みちがえる手帳」に介護予防教室が掲載されている。一般に介護予防教室というと体操を思い浮かべがちであるが、栄養指導や、歯の話、認知症関係の講話といったこともしており、自身の健康に対する意識が高揚していると考えている。

委員

参加者の構成比を教えていただきたい。

会 議 録

介護保険課

具体的には把握できていない。65歳以上ではないかという予測である。

委員

構成比を把握している場合は、今後において仕掛けの内容が変わってくると思われる。高齢者といっても細分化した年齢層に応じてニーズは多様であるため、そういった意味も含めて質問した。

介護保険課

参加者のニーズを把握することは必要と考えているため、統計と分析を行っていく。

健康部長

介護予防は平成18年度以降から進めてきているが、住民センターを活用して職員が出向き、地域住民を呼び込み、介護予防教室を行っている。今回、待機者がいるという声があり、回数を増やすなどの取り組みをおこなっている。阪南独自の財産を活用しながら、介護予防に積極的に行い、事業の拡大を図っていきたい。

委員長

教室の参加者数が増えているという回答をいただいた時に、必ず質問をするようにしているが、延べ数であると、同じ参加者だけで数字を稼いでしまい、無関心層との乖離は見られていないか。

介護保険課

同じ参加者が申し込んでいる状況は見受けられるが、キャンセル待ちがでている教室は、新規参加者を優先している。特に人気となっている元気しゃっきり教室は、キャンセル待ちが多いために、平成26年度に2クラス60名の定員増を行った。それでも81名のキャンセル待ちが出ている状況である。

3か月間したから終了ではなく、より一層健康になるために継続した取り組みを目指す参加者が多い。地域に根差した形として、今後は皆さんが歩いて行ける場所で教室を行い、地域住民方が主体となった運営ができるように検討していきたい。

委員

老人福祉センターの利用者が増加している一方で、老人クラブの入会者数が減少している。若年高齢者も新規入会が少ない。これだけが理由ではないと思うが、入会者が年々減っていく原因と対策を教えてください。

会 議 録

介護保険課

70代後半から80代の加入者は多いが、老人クラブの中では比較的若い世代といわれる65歳から75歳までの新規加入者が少ないことが加入者減少の原因となっている。定年延長、再雇用等で働く若年の高齢者が増えたことが理由と考えている。また、個々に交流の場があり、老人クラブに加入しなくても、自由に活動できる心身の状態であることが考えられる。その他、現在の老人クラブの内容である、グラウンドゴルフや囲碁、将棋など、自分の趣味と異なることや、入会したら役員にならないといけないといったような声も聞いている。また、老人クラブという名称自体に抵抗を感じるという方もいるため、老人クラブから「SC阪南」に変えて活動を行っているところである。

委員

老人クラブという名称は使用しないということか。

介護保険課

正式名称は阪南市老人クラブ連合会である。地区のクラブの名称は独自で作っているが、老人会、老人クラブなど呼称は様々である。阪南市老人クラブ連合会の上位団体があるが、自分は老人ではないと思っている方も多く、愛称をシニアクラブにしてはどうかという話も出ている。

阪南市老人クラブ連合会は正式名称であるが、通常はSC阪南連合という愛称で使われている。

委員

老人福祉センターは利用数が多いが、個々団体のクラブは老人が付いているということで、敬遠されているというのが実情ということか。

健康部長

既存の加入者が高齢化し、新規加入者がいないというのが現在の状況となっている。法律では、老人クラブは概ね60歳以上が対象とされている。定年を迎える方でも、まだ若いということで拒否される方も多いと聞いている。

しかし、シニアクラブの中では、若手部会を作り、若年高齢者が興味を持つ内容を考え、積極的に活動をしている。行政もこれを支援しながら取り組みを広げていければと考えている。

委員

今の老人クラブは、名称に抵抗があるということと、グラウンドゴルフや囲碁、将棋というような内容が多いため、若手部会が発足したということであったが、他に高齢者が活動できる場所が他にもあるというような説明もあった。老人クラブのあり方について、継続、廃

会 議 録

止、見直し等の検討状況について、今後の方向性を教えていただきたい。

介護保険課

老人クラブは、市が支援して存続している状況であるのは確かであるが、基本は独立した団体と考えていただきたい。介護保険課を事務局としているが、基本的には会員や役員さんの考えを第一としていきたい。運営の方向性については、今までの取り組み内容の聴取や、大阪府の上位団体の情報を得ながら、若手部会を新規に発足したところであるため、今後も団体からの声を受け止めて支援を続けていきたいと考えている。

委員

要介護認定率が増加傾向にある中で、要介護度別の割合を質問したかったが、配付資料の事業計画概要版に記載されているかと思われる。高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加していくことが予想されるが、その内訳をどのように変えていこうとしているのか。

介護保険課

要介護5の市民の割合を抑制できればと考えている。介護予防教室をはじめとする事業の取り組みを積極的に行っていきたい。

委員長

介護保険の事業計画の策定時に、サービスの必要量なども調査していると思うが、今後の3年間や、さらに先のことを考えた時に、介護サービスの提供量や提供主体で不足していると感じられることはないか。

保険課

計画の策定にあたり、介護老人福祉施設（特養）については、慢性的に待機者が生じている状態であり、平成27年5月末現在で41人の待機者がいる。

また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）についても、現在市内に5施設あるが、各施設ともほぼ定員が埋まっている状況である。

こういった実績を踏まえ、第6期計画においては地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を市内で1施設（定員29名以下）、認知症対応型共同生活介護を東鳥取圏域に1事業所（2ユニット 定員18人）の整備を予定している。

委員長

最近は行方不明者が多いというニュースを聞くが、介護予防の中で認知症と認知症の予防講座以外に何らかの取り組みをしているか。

会 議 録

介護保険課

平成25年度から、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置している。認知症発症者のサービスが切れ目なく提供ができるよう、認知症に関する基本情報や医療と介護情報の提供として「認知症ケアパス」を作成した。認知症高齢者等徘徊 SOS 事業実施要綱を平成27年1月に整備し、事前登録制を導入しており、現在8名の登録者がいる。

認知症講演会の開催として、年3回、11/1の開催で104人、11/29に57人、2/7に160人の計321人の参加者があった。

委員長

時間となったため、介護保険の健全運営・高齢者支援の充実についてのヒアリングを終了する。

(質疑終了)

○第1章施策3「広報活動の充実」

秘書広報課

「市民が市政に関心を持ち、相互の情報を必要に応じて共有する」ことを施策のめざす姿として「おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまちづくり」の実現に努めている。

平成26年度の施策の取組み方針として、広報はんなんについては、イラストや写真を活用するなどレイアウトを工夫し、分かり易い誌面づくりに努めた。ウェブサイトにおいては、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信の強化に努めた。

事業概要として、広報はんなんでは、行政情報や行政サービス、市内での行事、市民サークル活動等に関する情報などを掲載した広報誌を毎月発行し、全世帯に配布し、また、視覚障がい者を対象とした「声の広報」、外国人を対象とした「行政情報翻訳版(英語、中国語、韓国語)」を発行している。

ウェブサイト運営については行政情報や行政サービス、市内での行事、市民サークルの活動等に関する情報などウェブサイト、フェイスブック及びツイッターなどで情報提供を行った。

成果として、平成26年度に289人を対象に読者アンケートを実施し、「記事の分かり易さ」が86.2%、「掲載記事の満足度」が84.1%、「必要な情報が得られている」が82.7%という結果となり、この結果を励みとしてさらに分かり易く、手に取ってもらえる広報誌をめざしていきたいと考えている。

次に数字で表れない主観的な分析となるが、ウェブサイトにおいては「みやすさ」・「見つけ易さ」・「親しみやすさ」の3つの「さ」にポイントを置いて改修した。また、市民の方々が必要としている情報を、わかりやすく提供できるよう職員が常に心がけている。

以上のことから成果指標の目標を達成していないものがあるが、数字では表れない目標は概

会 議 録

ね達成できたと考えていることから、★★の「施策のめざす姿に近づいている」としている。

★★★の「施策のめざす姿が実現している」にするためには、成果指標の目標を上回ることで、本来なら主観的分析欄に書かなければならなかった課題として、「お知らせ型広報」から「伝わる広報」をめざし、広報活動は広報担当部署だけではなく、情報発信する各課の職員ひとり一人が市の広報活動を担っているといった自覚を持ち、市民ニーズを把握して全庁的に取り組むことが大切であると考えている。

平成27年度の取り組み方針については、広報はなんなん発行は、広報担当者と情報発信課で広報意識を共有するため、広報担任者会議を開催し、記事に応じたレイアウトや表現を工夫し、大きな写真を掲載するなど、見やすく分かりやすい誌面の作成に取り組む。平成26年度実施の市民アンケートの意見を踏まえ、市民ニーズに応じた広報誌の作成に取り組み、情報発信の強化を図る。

ウェブサイト運営事業はサイト内の情報を効率良く閲覧することができるよう優先度の高い情報を上部に配置するなど情報優先順位や掲載位置に配慮し、レイアウトを工夫する。また、動画やフェイスブック、ツイッターの更新頻度を高めるなど情報発信の強化を図る。

市民が必要としている多種多様な情報を的確に把握して提供していくことが大きな課題となっている。

【主な質疑応答】

委員長

読者アンケートとして、アンケートの内容やその後の対応など、各委員からいろいろ質問が出ているように感じる。その質問を重ねてやっていけばいいか考える。

委員

指標のところに読者アンケートで「必要な情報がある」の割合というのがあって、平成26年の82.7%とあるが、アンケートの配布数と回答数を教えていただきたい。

秘書広報課

12月から実施し、289件回収している。

委員

配付数はどの程度か。

秘書広報課

399枚配布した。

会 議 録

委員

399枚配って、289枚を回収したということですね。

秘書広報課

補足として、前回の平成23年度のアンケートでは、広報誌に折込んだ。結果的には、広報を読んでいる市民からの回答となり、広報誌を読まない、手に取らない市民は、アンケートがあったことも知らないという結果になっていた。その状況を踏まえ、平成26年度のアンケートについては、3つの方法を取り入れている。1つ目は回収箱を市役所、図書館に設置した。2つ目は、市内公共施設、市役所、文化センター、尾崎公民館、東鳥取公民館、西鳥取公民館、老人福祉センターでの対面、直接収集ということで、人が集う場所に職員が出向き、アンケートを配布して対面式に回収した。3つ目は、小学校及び保育所の保護者に配布し回収を行った。そうすることで、広報を日ごろから手に取らない、見ない市民の回答もいただいている。

委員

情報発信の手法として、ウェブサイトと広報誌以外にも何か取り組みはしているか。

秘書広報課

現在の広報活動としては、広報誌、ツイッター、フェイスブック、ウェブサイトを開いての電子媒体である。それ以外に住民センター等で、市長懇談会を行っている。

また、各課が独自にポスターやチラシで周知をしている。

委員

情報発信として、様々な手法があるということであったが、高齢者や学生といった年齢層に応じた広報を行うにあたっての具体的な方針はあるのか。また、ある場合は工夫している点を教えていただきたい。

秘書広報課

広報誌については、全戸配布として最も広く確実に周知する方法として、市民に浸透している。しかし、高齢者からは字の大きさや、より見やすい紙面にしてほしい等の意見を聞いている。そうしたことに配慮し、できるだけ見る側の視点に立って、レイアウトの構成や、一目でわかるように写真やイラストの活用といった工夫をしている。

しかし、読む側からすれば努力不足を感じることもあるかと思う。ホームページについても、誰もが得たい情報を簡単に得ることができるよう、改修をしていきたいと考えている。

フェイスブックは即効性が高く、比較的若い年齢層の利用者が多いように感じていることから、若い世代が注目をするような記事を掲載する等、情報発信に努めている。

会 議 録

委員

広報誌とウェブサイトは幅広い年齢層をターゲットにして、見やすく情報提供をしており、フェイスブックは、比較的若い年齢層を想定されているということか。そうすると、掲載されている内容も若干の違いがあるということか。

秘書広報課

フェイスブックについて、平成26年度の評価において、今後の方向や考え方についての指摘をいただいている。今年の5月に近隣の小中学校において、マムシが出没したという事件があり、自治会から子供たちの安全を守る方法はないかという相談を受けた。様々な市民団体や庁内のセクションと連携し、当課としては、フェイスブックに記事を掲載し、情報の拡散をしていただき、3日間で4,000件の閲覧数に達した。こうした成果を踏まえ、安心安全のまちづくりのために様々な手法で情報発信をしている。

委員

読者アンケートについて、実際に回答者の年齢層は把握しているか。また、どのような質問項目があったのか、成果指標のところでは先程説明のあったこと以外に、質問項目があれば伺いたい。

秘書広報課

まず、アンケートの内容について、性別、年代、広報誌をどの程度ご覧いただくか。読まない理由、記事が分かりやすいか、満足しているか。必要な情報があるか。ない人はどのような情報が得たいか。どの部分を読むのか。発行回数は1回で良いかを択一式で質問している。要望や改善点など自由意見欄を設けている。

年代別の回収数は20歳未満4人、20代8人、30代64人、40代55人、50代16人、60代70人、70歳以上71人の合計289件である。

委員

回答者の年齢層にばらつきがあるが、これについては、保護者向けの配布や、ある程度固まった年齢層の中での実施といったことが要因ではないか。

秘書広報課

市内の3公民館で実施したため、利用者の年齢も固まっていることが考えられる。また、保育所では、若い保護者、小学校については校区を分散させる等で実施することで、幅広い年齢層からの意見を回収できるように工夫した。

会 議 録

委員

平成23年度に実施したアンケートは、前回と手法が異なるやり方が違うということであったが、質問項目は同じか。

秘書広報課

質問項目についても、記事の分かりやすさ、掲載記事への満足度、前回無かったが、詳しく分析する必要がある内容は新たに追加した。

必要な情報が得られたかという点については、前回のアンケートも大変貴重な情報源であったと思っている。ただし、平成26年度については、住所の記載は依頼していない。

委員

平成23年度に実施した結果として、回答者の年齢層はどれぐらいだったのか。

秘書広報課

高齢の方が意外と多く、60歳以上の方が71%を占めていた。

委員

平成23年度と平成26年度では年齢層が異なっているということで理解する。

委員

読者アンケートの回収率が72.4%であったが、今までアンケートを実施した中で広報誌に引用した成功事例があれば教えていただきたい。

秘書広報課

成功事例ということではないかもしれないが、横文字の表現を使用しないでほしいという意見があったことから、極力カタカナの表現は避けるようにしている。

また、安心安全の観点から、できるだけ防災関連、消防や警察からの記事を毎月掲載してほしいという意見もあったため、重点的に取り扱ったこともあった。

委員

より認知度を高めていくためには市民参画が必要ではないか。例えば、市内の著名人へのインタビューなど、いつ、自分に声がかかってくるかわからないという現状を創出することも、広報誌に興味を持たせる手法と考えている。

秘書広報課

お知らせ型広報からの脱却のため、市民とのコミュニケーションを大事にしたいと考えているが、その手法を模索している状況である。その中で、窓口業務の部署において、広報担

会 議 録

当者を決め、市民から吸収しているニーズをフェイスブックで発信する等、当課だけが広報活動を行うのではなく、全庁的な情報発信できるように考えている。

委員

成果と分析について質問する。

平成25年度、平成26年度と連続して、目標値に対して未達成ということであるが、その理由と今後の対策を教えてください。

秘書広報課

ウェブサイトのアクセス件数については、当初、人口の増加やパソコンの普及率が増加する見込みと考えていたことから、高い目標を設定していた。しかし、人口減少とともにアクセス数が伸び悩み、ほぼ横ばいとなっている。ただし、新たな情報発信ツールとしてフェイスブックを開始したが、そのアクセス数は計上していない。

今後においても新たな情報発信の手段を検討しながら、電子媒体や紙媒体の特性を生かしながら、市民ニーズに対応できるようにしていこうと考えている。

委員

高い目標値に向けて、具体的にどのような努力をしているのか。

秘書広報課

ウェブサイトのアクセス件数をどのように増加させるかということについては、市民ニーズに合った情報を発信していく。

フェイスブックの具体的なアクセス数については、平成24年3月から開始し、その月だけで2515件、平成25年度が通年で47,907件、平成26年度が185,347件となっており、平成26年度のウェブサイト167,558件であるため、こうしたことを連動させながら、努力していきたいと考えている。

委員長

連動というのは具体的にどのようなことか。

秘書広報課

フェイスブックやウェブサイトにイベント情報を掲載した場合に、URL を載せることで相互の情報を確認するという連動を考えている。

委員

広報はなんなんについて、それぞれの記事に対する現課の電話番号はあるが、編集局に対しての問い合わせがないのはなぜか。

会 議 録

秘書広報課

編集発行については、阪南市市長公室秘書広報課として住所と電話番号を記載している。件数は非常に少ないが、過去に意見をいただいたことはある。

委員

単に連絡先を書いているということではなく、編集された内容について意見はないかというような、編集側へのご意見要望にかかる打診、案内がないのはなぜかという質問である。

市長公室長

問い合わせ先を記載しているのは、記事の内容についての意見を聞くためである。確かに、全体についてご意見ありませんかと聞くことも重要であり、担当部署を明記しているからそれでいいというものではないと考えている。広報誌全体への意見を聞くための方法について、今後の検討課題としたい。

委員

アンケートも重要であるが、広報誌を読んだ市民からの直接の問い合わせが、市民の声として最も参考になるのではないか。編集全体に対して意見を収集する方法の検討をしていただきたい。

3カ国語で広報誌を発行しているとのことであったが、どの程度の対象者がいるのか。

秘書広報課

翻訳版については、毎月合計114部を発行している。その内訳としては、英語が42部、中国語が41部、韓国語が31部となっており、普及方法としては、公的施設に置く、郵送、関係団体への協力、ホームページに掲載するという、4つのルートで提供している。

1つ目の公的施設は合計8箇所、市役所受付・市民課窓口・図書館・3公民館・保健センター・市民活動センターに各言語を3部ずつフリーペーパーとして設置している。2つ目は、郵送入手を希望される方が1名いるため、英語翻訳版を郵送している。3つ目は、東鳥取公民館事業の日本語クラブの協力を得て英語・中国語翻訳版の活用を依頼している。

なお、外国人の人数については、住民登録数は全てではないが平成27年5月末時点で、英語圏で14名、中国語圏で63名、韓国語圏で118名の合計273名となっている。

委員

外国人の人数と発行部数が異なるが、1対1ではなく、住民世帯単位で配っているということか。

マッセ大阪が指摘するところでは、お知らせ広報やアリバイ広報、やりっぱなし広報といった表現されている。そういった実態を踏まえて、広報はなんなんだろうか。

会 議 録

秘書広報課

マッセの指摘は各自治体に該当するところもあるのが実情である。本市も該当する箇所はある。それを充分認識し、今あった提言を踏まえながら全庁的に取り組んでいきたい。

委員長

それでは、最後に私の方から質問させていただきます。

指標の2について、読者アンケートで必要な情報があると回答した割合が増えているという評価をされておりましたが、具体的に市民がどういう情報を必要としているのか具体的に何か認識されていることがありますか。先ほど、防災の話を挙げてもらいましたが、そのほかに情報ニーズの高い認識のものがあれば、いくつかあげていただけますか。

また、合わせて、市民の年齢や居住地の違いによって、それに違いがあるのであれば、それについて、ご意見、ご感想でも結構ですのでコメントしてください。

秘書広報課

市民の方々が必要としている情報として、まず身近な問題や悩みということで、空き家対策、少子高齢化、自治会加入率、健康などと聞いております。

それにかからめまして、市役所の取り組みとか行事、イベントに参加して欲しいとか協力して欲しいものをお知らせする情報提供などが出来れば、良いなということで目指しております。

委員長

こうした情報がほしいという内容に、地域性はあるか。

市長公室長

地域によってニーズは様々であり、例えば体育館や公民館の付近に居住する市民はその関連の情報がほしいという傾向がある。特にイベントの情報を求める市民が多く、健康に対する意識が高い市民が多いという特徴がある。

委員長

施策のめざす姿として、「相互の情報を必要に応じて共有しています」という文言がある。情報提供の説明はあったが、共有の説明をほとんどされていない。実際に市民と市役所が情報を共有するためにどのような工夫をしているか。もしくは、今後、このような事に取り組んでいきたいということがあれば教えていただきたい。

秘書広報課

市長懇談会や出前講座、イベント等を通じて職員が積極的に地域と関わっていければと考

会 議 録

えている。市民と直接関わることによって、市民ニーズや市民の視点に立った考えができるのが理想である。

また、窓口で直接市民と接している職員が市民ニーズを収集していける仕組みづくりを構築できればと考えている。その手段の1つとして、広報担任者会議を活用していきたい。

市長公室長

補足として、我々は情報発信をする一方で、それが本当に市民に届いたかという確認をしてくい。発進したら共有ができていくというわけではなく、市と市民との相互でどのように情報を共有するかという課題が残っている。そういう意味では、フェイスブックの「いいね」機能や、書き込みをしていただくことによって、情報共有ができていくことを確認できる。こうした工夫を検討しているが、その実現が難しいという現実もある。

壬生委員長

アンケートについては、平成23年度と平成26年度で手法を大きく変えている。その意図は充分理解できるが、それだけ手法を変えたにも関わらず、それに言及せずに、単に数値だけを載せたのでは成果の根拠として示せないのではないか。

市長公室長

今回、手法を変えたのは、平成23年のアンケートにおいて、60歳以上の市民が70%を占めていたため、広く市民の意見を収集したことになるかという議論があり、年齢層を広げるための手段として行ったという経緯がある。広報誌に折込むと、限られた年齢層からの意見しか収集できないことから、職員がまちへ出て直接アンケートを収集しようという発想に至ったものである。その結果、広報誌を読まない市民の割合が6%上昇しており、逆に、満足度が上昇しているが、これは広報誌を恒常的に読んでいる市民は様々な要望があるが、読まない市民は評価を甘くするということが要因ではないかと分析している。情報発信の手段を固定するのではなく、課題を解決していくための新たな手法を検討していきたいと考えている。

壬生委員長

そうであれば、成果指標として示すのは難しいのではないか。成果指標の結果ではなく、市民ニーズの把握や課題の把握ができるようなアンケートをした方が広報は良くなるはずである。また、それだけ調査の手法が違うのであれば、シートのどこかに説明書きをしていただく必要がある。説明は分かりやすかったが、評価シートを確認するだけでは何をしているのかが伝わらず、どのような工夫をしたかというようなことを具体的に記載いただいた方が、読み手側にとって分かりやすくなるので、次回に活かしていただきたい。

委員各位の意見がなければ質疑を終了する。

会 議 録

(質疑終了)

(傍聴人退出)

4. 判定区分等の協議

○介護保険の健全運営・高齢者支援の充実

【主な意見交換】

委員

外部評価前は★と思っていたが、★★に修正する。理由としては、事務局から説明のあった評価対象項目を消去法で考えるようにしたが、指標の分析については、住民意識調査以外の3つの成果指標が平面的、単一的に評価されているように感じる。しかし、実際には成果指標の項目は関連してくるのではないか。例えば要介護の認定率の指標は平成22年から17.3であり、これが意図することとして、できるだけ目標を下げるか、横滑にするなどで指標を確定させた等の想像をしたが、これは介護教室の人間が増えていることを考えると、健常者が増えているということではないか。同じように、老人クラブの加入数が減ったことについては、高齢化が進んで脱会していくというように個別の指標を見るのではなく、様々な形で指標が関連しているのではないかと考えている。そういったことを踏まえての評価が必要であると考えたためである。

委員長

それは評価シートの書き方のことか

委員

指標の分析、書き方の問題である。

地域包括支援センターの役割認識については、専門職員が不足しているという説明であったが、センターがなぜ重要なのか、そのために専門性をもった職員が必要であるというような詳細があった方がよい。新しい職員を3人雇用しているようであり、そういったことも具体的に積み上げた評価を踏まえてのことであろうが、それが非常に読み取りにくいので、課題の問題点の把握の仕方として細かい整理が必要かと考えている。

内部評価結果のところで初めて、認知症という言葉が抜き出されているが、全体的な成果

会 議 録

指標との関連づけで、何故そのようなことが出てきたかということ、判定理由のところでもう少し詳しく書き加えていただきたかった。こうした書き方の部分で★と評価していたものを、実際の説明で考え直し★★としている。

委員

抽象的な言い方であるが、★から★★の間、★と少しというところである。根拠については、成果指標は全て関連付けられており、老人クラブに対する努力係数で評価が低い。指標②と③についての努力は評価できるが、その先が見えてこない。これが見えると完全に★★になるが、そのようなことを踏まえて、★とする。

もう一つの根拠として、時間切れで質問できなかったが、包括支援センターの専門職員の配置で市民ニーズに適応できていないという文言が、引っかかる。

委員

プロセスについては大変努力していることが分かる。大変ハードな業務で人数の少ないところに、高齢者が増加し続け、介護認定を変えないといけないといった、努力をしていることを理解した上で、この施策のめざす姿としての、高齢者が、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、要介護にならないように、健康づくりに努めています。ということについては意識が高まっていることを認める。しかし、高齢者が要介護(支援)状態になっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けています。については、高齢者が増加していくことは分かっていたはずであり、その時点で専門職員の配置が充分でなく、増加していきであろう市民ニーズに応えられない。また、地域包括支援センターは高齢者にとって自身が生活する上での全ての情報を得ることができるにも関わらず、45.7%しか認知されていないという状況に危機感を感じざるを得ない。より多くの高齢者に地域包括支援センターを認知していただくための手法を考えていく必要があることから、★にしたい。

委員長

確認になるが、現在、市が直営で行っているため、市役所がやっていると認識している可能性があるという説明があったが、それについては、不十分なのか。

委員

地域包括支援センターの知名度が低く、どこに行けば良いかわからない高齢者が多いという状況を職場において実感している。

委員

結論から言いますと、★★は難しい。理由としては、成果指標の②③④というのは、全部関連してくることであり、その中で、最も重視すべきは、やはり②の要介護(支援)認定率ではないかと考えている。介護予防教室に参加するということや、老人クラブが良いのかとい

会 議 録

った議論はあるのかもしれないが、高齢者が積極的に活動することによって、なるべく要支援にならないようにすることが最終的な目標ではないか。そう考えると、施策のめざす姿に近づいているとまでは言い難い。プロセス自体は認めるが、★が妥当と考える。

委員長

指標について、他に積極的に工夫して欲しいことはあるか。

委員

老人クラブはいろいろ上位組織があるなど、役立つものであると考えているし、地域包括支援センターが中心となっている中で、先程も意見があったように、専門職員の配置が充分に出来ていないというようなことを解消していかないとなかなか難しいのかと考える。また、認知症という話が重要になってきているが、内容が見えてこなかったため、もう少し重視してもいいのかと感じた。

委員長

★と考えていたが、説明を受けて★★とあらためた。理由はプロセスが評価できるということである。認知症のことも含めて、何点か質問をした中で、評価シートの書き方は工夫して欲しいということはあるが、一定程度の対策はされており、具体的な取り組みの説明もあったため、★にはしにくくという気がしている。認知症の話も合わせてであるが、介護予防の話で住民センターを活用し、地域とのつながりを活かしていくといった工夫の話もあったため、そこも評価できるかと考えた。

指標②に関しては、評価が難しいという気がしている。他市との比較や、国の平均の比較がないので、この18.8の判断が難しい。その内容によっては曇りでいいのか、雨にするのかが分かれてくる。したがって、そうした指標のところはマイナスの要素である。地域包括支援センターの体制が不十分だということは確かであるが、今後は拡大して民間委託をしていくという説明があった。それを後押しする意味で★にして、努力を促す方法もあるかと考えながら、委員各位の意見を聞いていた。

委員

★★は難しいと思うが、★1つ半ぐらいがちょうど良いと考えている。

委員

総合計画の中の42の施策を作るときに、成果指標の項目と施策のめざす姿が必ずしも一致していない。これだけ一生懸命に取り組んでいるのに、こうしたミスマッチのために評価を下げる結果となるのは後期計画を策定する時には避けていただきたい。

次回に外部評価をする施策になるが、地域福祉の推進に同じような項目があるが、これをどう考えるのかが重要なポイントになる。

会 議 録

委員

根拠はないが、考えれば考えるほど評価が下がる。この施策は事務事業で点数を稼いだかもしれないが、あらためて確認すると、1に近づいた。

委員

地域包括支援センター委託をやるかと思うが、その後のビジョンの説明がなかった。高齢者が増加するということが前提になっているうえでは、★と言わざるを得ない。

委員

説明を聞く限りは、要介護認定率は今後も増えていくと感じた。介護予防教室の参加者が増えても、要介護認定率上昇していけば意味がない。③の根拠については、数値としては目標値の倍以上の成果出しており、そこは評価できる。目標数値が低すぎるのもあるため、★で変わらない。

委員長

内部評価の結果より下げる時は、確固とした理由が必要である。各委員の話を聞く限りでは、地域包括支援センターの体制が不十分であり、今後の方向性についてのビジョンをもってもらいたいということである。何よりも重要なのは要介護認定率が増加しているということであり、今後も増えるだろうという状況で★★にはできないと考える。

委員

★★にすると、市民の安全安心を担保できない。

委員

個々の委員のご判断を尊重し、委員長の判断に任せる。

委員長

成果指標の見直しが出来ないなので、成果指標を理由に評価を下げるのは出来るだけ避けたいと思っていたが、委員各位の意見を踏まえて、辛目の評価とする。ただし、努力をしていることは重々評価しているとして、今後のことを考えると★★は難しいといったニュアンスで★の評価としたい。

○広報活動の充実

【主な意見交換】

委員

内部評価結果と同様★★とする。阪南市の広報は内容も豊富で市民の希求するものは網羅していると考えている。まず、指標の分析として、アンケートの割合で分母分子の違うところで13.7%ぐらい下がっていると説明があった。この指標の分析は考えていただく必要がある。また、施策の達成状況として、課題と問題点であるが、これは時代のニーズに対応して、ウェブサイトやフェイスブックの活用を評価し、また、その件数が上昇していることを考えると積極的な取り組みかと思われる。しかし、これらのIT機器を使う年代から考えると、年齢層に偏りがあるのではないか。質疑の中でもそのような説明があったが、そうしたことについて詳細な分析、対応をしていくことが重要と考える。

昨年、事務局に在籍していた職員が、自治体の広報誌研究会に参加している。それがどう活かされたのかが見えてこないのが残念である。

委員

★である。アナログを広報誌として、デジタルの攻め方が曖昧であり、明確な手法の説明があれば評価も上がったと思うが、それが全く見えてこなかった。

委員

評価は★とする。アンケート結果の82.7%という数値に根拠があるのかが不明確であり、指標①の52.6%が平成24年度から平成26年度まで実施していないので、成果指標として判断できるのは、③ウェブサイトアクセス件数だけになる。私自身、広報はなんなんは、端から端まで読んでおり、最近の誌面は見やすくなったことは評価する。

広報はなんなんやウェブサイト、フェイスブック以外に、高齢者に市のことを知っていただくためには、他にどのような取り組みをしているのかということを知りたかったのだが、それに対する回答がなかった。高齢化が進展する一方で、市のことを知っていただくためには、何をしたら良いかという具体的な説明がなかったが、より充実して情報発信のための今後の在り方を求めたときに、今後の対策と方針を例として挙げてくれたのは評価が高かった。しかし、現時点の評価になるので、次年度への期待という意味で★とした。

委員

★★である。評価が甘いという認識はしているが、下げる理由が難しいと考えている。評価の基準として、成果指標があてにならない。ただし、高齢者への周知が不十分である点については他の委員と同様の意見であり、特にフェイスブックの効果を中心に説明していたが、そこに視点を置きすぎているのかという危惧がある。施策のめざす姿を踏まえると、お知らせ広報に留まる状況から脱却していない。★が妥当かもしれないが、どちらかと言えば★★とする。

会 議 録

委員長

★とする。誰に向けてどのような方法で周知するかという具体的な説明がなかったことが理由である。様々な取り組み、例えば各課に広報担当者を定めているという話をしてしたが、だからどう効果が出たかという部分が不透明であった。今年度、なにに取り組んだという具体的な成果を説明していただければ検討の余地はあったが、今のままだと次年度もその次の年度も同じ説明をされるのではという懸念があった。

委員

意見の相違があるので、補足したい。広報誌は専門性が高く、経験の積み上げが必要ではないかと考えている。しかし、今年度には人事が大幅に変更されており、本日説明をした担当者が初めて見る方が多かったように思う。そうしたことから、我々の期待した内容と説明が逸れてしまったという気がするので、多少の考慮は必要ではないか。

委員長

その視点も重要であるが、人事異動を考慮して評価することが良いのかという議論が生じるのではないか。折衷案として、具体的な説明を文書で要求するという方式をとるのはどうか。現状では評価がしにくいと考えている。

委員

文書で説明いただけるならそれで良い。市民と接することの多い部署の職員から市民ニーズを引き出したいとの説明があったが、その考えを詳しく知りたい。

委員長

今後の方向性については来年度の話であり、平成26年度に実施した内容を評価するにあたり、補足説明をもらうのは手法のひとつではないかと考えている。

委員

そうしたことも踏まえて事前質問表を渡している。外部評価委員会の途中でこうした手法を取り入れて良いのかに疑問が残る。

委員長

評価を下げる理由を見つけているのにその理由が見当たらないというのは、担当課が施策のめざす姿に近づけるように取り組んでいる場合と、委員が聞き出せなかったという場合が考えられる。後者の場合の工夫ができればと考えている。

会 議 録

委員

その方向性で進めると、プレゼン力に乏しい場合は再度ヒアリングをするということと同義ではないか。

委員

外部評価委員会の本質的な方向性についてどうするかという議論をしているが、今の広報はなんの欠点はどこにあるのかを問われた時、市民が求める内容は概ね充足していると言える。広報誌としての「仕上がり」だけで言えば欠点はないが、評価すべきは職員の業務内容や費用対効果といったことであり、いかにそれを読んでいただくか、読んでしまう仕組みづくりをするかというところに問題があるのではと考えている。

委員長

施策のめざす姿にある、相互の情報を必要に応じて共有しているかということについて、現時点で把握しきれておらず、非常に重要なポイントであるという説明があった。しかし、それが市民全体に伝わっているかといえばそうではなく、その無関心層がどの程度いるのかということも、今のアンケート等では把握できない。

委員

広報はなんを読む中で、疑問があればその内容を確認している。しかし、広報誌は、全ての内容を掲載することではなく、限られたスペースの中で、よりの確により分かりやすく情報を掲載するかということが目的である。誌面に欠点がないというのは、こうした担当課の努力があるからに他ならないと考えている。

委員

広報はなんだけで評価ができるのか。先程★★としたが、施策のめざす姿を踏まえると説明に不満が残る。★に訂正する。

委員

市の役割と使命、それを市民がどれだけ読み取ろうとするかのバランスが重要である。どの年代層がどの程度誌面を読んでいるかという成果指標がないため、評価が難しくなっている。

委員長

その成果指標がない中で、★★にはできない。

委員

アンケートの内容も不十分。改良の余地があるのではないか。

会 議 録

委員

成果指標を年度の途中で変更はできないのではないかと。

委員長

★★か★か、いずれにしても説明は成り立つように思える。外部評価委員会の途中で取り入れることになるため重い決断になるが、平成26年度の取り組み内容について文書でいただく方法もありかと考えている。

委員

書面での回答は不要ではないか。その回答次第では、評価が難航する可能性もあるし、今までの質疑応答が形骸化する可能性もある。

委員

現時点で定められている規則の特例措置を講じようとしているが、そうなると、介護保険課も同じようにするのか、そもそもこのヒアリングは何のためにあるのかという議論になってしまう。こうした議論が生じるのは、互いの力量不足が要因であり、限られた回数、時間内で評価をすることが大前提であるのだから、特例を認めるわけにはいかないのではないかと。

委員

確かにそのとおりである。しかし我々は初めての取り組みとして模索しながら進めてきた経緯もあるため、良案があれば取り入れていくことも一方では重要ではないかと考えている。

委員

軌道修正は重要であるが、決め事を変えていくと際限がなくなるため、あまりしない方が良く考えている。次年度に引き継ぐ際の参考として検討していただく等に留めるべきではないかと。

委員長

この議論については今後の課題として一旦終了にしたい。委員長としてのお願いであるが、今後は下げる理由を探す質問を盛り込んでいただきたい。現行の施策シートでは、現状を把握できないことも多々あるため、それを理解するための質問も重要であるが、取り組み内容に欠点はないか、評価を上げたり下げたりする時の根拠になりえる質問はないかという視点を持っていただくと、審議しやすくなるかと思われる。

判定としては、★★は難しい。ただし、広報はんなんは非常に工夫されており、市民目線から高い評価ができるというコメントがあったことについては、報告書に盛り込むようにしたい。それ以外の高齢者に対しての周知や、フェイスブックの活用方法については、検討の

会 議 録

余地があるので期待を含めた★という内容にできればと考えている。

一旦、この方向で報告書を作成する。作成のプロセスの中で、検討すべき内容があれば、第6回の時に柔軟に対応できるようにしたい。

また、事務局については、担当課の説明が長いため、聞かれたことに的確に回答するよう、今後ヒアリングを受ける担当課に伝えていただきたい。

(意見交換終了)

5. その他

○その他

事務局

ほかに何もなければ、以上で、第2回阪南市外部評価委員会を閉会する。

次回の第3回外部評価委員会は7月6日(月)午後6時30分から本庁別館第2会議室で実施するので、委員各位は出席をお願いします。

(閉会)